厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の届出書

年 月 日

三島市長 あて

下記のとおり、生活援助中心型の訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けたいため、関係書類を添え て届け出ます。

事業所番号								
事業所名								
担当介護支援専門員名								
連絡先								
被保険者番号			生年月日	T・S 年 月 [
フリガナ			年齢・性別	()歳・男/	女			
被保険者氏名			要介護度	要介護 1・2・3・4・	• 5			
住 所				※1) 届出ケアプランの 訪問回数月 () 🗓			
施設等入居の有無	有・無	入居先施設名(有の場合)						
認定有効期間	年	月 日 ~	年	月 日				
訪問介護事業所名								
(利用予定事業所記入)								
<届出の理由>								
1 利用者が認知症である。(下記該当欄に○)								
(2)認知症高齢者の日常生活自立度(認定調査員)Ⅰ・ Ⅱa ・ Ⅱb ・ Ⅲa ・ Ⅲb ・Ⅳ								
(3)成年後見人・保佐人(有・無)								
(4)具体的な状態(訪問介護利用の根拠として特記すべき <u>認知症状</u> があれば記入する) 								
L 								
2 同居家族が高齢・疾病、要介護状態等により、十分な介護ができない。(下記該当の□に✔)								
主介護者が、□	主介護者が、□ 高齢 □疾病 □障害(手帳 有・無 :身体・精神・知的)							
	要介護認定(有・無)							
	同居家族で当該被保障	険者以外にも要介護状	態の家族か	いる。				
3 独居等 □	日中独居(時~	~ 時まで不在)	□ 独居	 				
	家族が他県在住 [□ 県内他市在住						
4 その他(訪問介護	利用の根拠として特別	記すべき上記1~3以	外の状況か	 ^で あれば記入する)				
※2) 市への提出資料	(下記資料が必要で	す。市に提出する前に	□に √ の上	こ、ご確認ください。)				
□ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合のための届出書								
□ 居宅サービス計画1表、2表、3表、4表の写し								
□ 訪問介護計画書の	写し							
				亚己0年(2010年)10				

留意事項

1 提出時期について

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)のうち、一定回数以上の生活援助中心の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市に届け出てをお願いします。

(例) 10月に作成した(変更した)ケアプランの場合、11月末までに届出をすることになります。

- * 当該月において作成又は変更したケアプランとは、当該月において<u>利用者の同意を得て交付</u>をしたケアプランのことです。
- 2 地域ケア会議等において、ケアプランの検証をした結果については、提出元の指定居宅介護支援事業所宛てに通知します。検証の結果、ケアプランの是正が必要とされた場合は、修正の上、再度ケアプランの提出をお願いします。

記

※「介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が 定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討 し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村 に届け出なければならない。」

> (三島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例) 平成30年2月23日 第14条第20号

厚生労働大臣が定める回数

要介護度	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
回数	27	34	43	38	31

生活援助(指定居宅サービスに要する費用の額に算定に関する基準 別表指定居宅サービス介 護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう)が中心である指定訪問介 護。 (平成30年5月2日 厚生労働省告示第218号)

三島市介護保険課

電話 055-983-2607

FAX 055-975-3456